令和３年９月 30 日

保護者の皆様

岸根高等学校長

令和３年 10 月１日以降の教育活動等について（お知らせ）

日頃から本校の教育活動等にご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

これまでにお知らせしてきたとおり、本県が緊急事態措置の対象区域となったことから、全ての県立高等学校等において令和３年９月 30 日まで、朝の時差通学と短縮授業を行うとともに、分散登校を実施してきました。

この度、措置が解除されたことに伴い、「令和３年 10 月１日以降の県立高等学校等の教育活動等について」教育長から通知があり、10 月 24 日まで「段階的な緩和の期間」として、引き続き感染の拡大防止に取り組むこととなりました。

本校では、時差通学を継続し、中間テストまでは短縮授業(40 分授業)を行います。10 月１日からの具体的な対応については、台風関係の注意事項を含めてホームルームや Classroom 等により担任から生徒に連絡します。各ご家庭におかれましては、引き続き感染予防の徹底についてご協力くださいますようお願いいたします。

なお、この対応は、今後の本県の感染状況及び国の動向等によって変更することがあります。

【本校の感染防止対策について】

○朝のホームルームで担任による**健康観察**を実施します。（継続）

○登下校を含め、校内での**マスク着用**を徹底します。（継続）

※体育や部活動などでは外すことがあります。

○授業では、感染リスクが高い活動を可能な限り避けて行います。（継続）

○授業中は教室の**換気**を行います。（継続）

※10 月中にすべての教室の窓に**網戸を設置**します。㊐

○毎日、放課後、教室やトイレなどのドアやスイッチ等、生徒が頻繁に触れる箇所は**委託業者が消毒**します。㊐

○トイレや手洗い場に**手洗い石鹸を配置**し、手洗いの励行を周知します。（継続）

○部活動における感染防止対策は、活動の特性に応じて実施します（継続）

【感染状況に不安を抱く生徒・保護者への配慮について】

○本校の感染防止対策についてご理解いただいたうえで、個別に感染等への不安により、保護者から休ませたいと相談のあった生徒については、本県の感染状況を踏まえ、合理的な理由があるものとし、校長の判断により生徒指導要録における出欠席の取扱いは「校長が出席しなくてもよいと認めた日」とします。

※必ず事前に保護者からご相談ください。なお、連絡がない場合は欠席とします。

○感染等への不安から登校を控える生徒、感染者又は濃厚接触者と認定されたことにより登校できない生徒には、必要に応じてオンラインの活用等により学びの保障に取り組んでまいります。

問合せ先
副校長　吉田
電話　（045）401-7920